

契約金額 26,300,000円

請負者 木水産業土木(株)

工期 昭和58年10月22日から

昭和59年3月10日まで

工事概要 管路施設工 572.10m

マンホール設置工 48箇所

汚水桝設置工 86箇所

附帯工 一式

2 福生北部処理分区S-58その1工事

監査実施日 昭和59年2月9日(木)

契約金額 13,600,000円

請負者 望月土建(株)

工期 昭和58年12月16日から

昭和59年3月30日まで

工事概要 管路施設工 309.70m

マンホール設置工 18箇所

汚水桝設置工 4箇所

附帯工 一式

(1) 概要

本市の公共下水道事業は、昭和48年度に着手して以来すでに11年になり、管の布設率も90%を超え、100%完成もあとわずかとなっている。

(2) 計画について

地下埋設物等事前調査が行われ、交通事情等も考慮されているが、本工事発注後、ガス管埋設工事と重複する箇所が出てきている。これは、事前の連絡調整が不十分であつたと思われるので、今後は留意されたい。

(3) 設計について

本工事は、都費対象で、都の指定単価表を使用しており積算数量の算定及び設計図書は適正と認められる。

(4) 施工監理について

現場に必要な日報、施工記録等の書類は、記録整備されている。工事の進行は、工程表よりわずかではあるが、ずれているが、工期には問題はないと思われる。

(5) 施工状況について

現場の地盤は良質であり、施工状況も適正になされており、保安措置も良好である。しかし、管の勾配が1.000分の5という弱い勾配であるため、管の位置設定、測定については十分注意されたい。

3 福生市消防団第五分団車庫及び備蓄庫新築工事

監査実施日 昭和59年2月22日(水)

契約金額 31,100,000円

請負者 (株)清水建設工業所

設計者 (株)タマ建築設計事務所

工事概要 鉄筋コンクリート造 2階建

敷地面積 258.43 m^2

建築面積 90.58 m^2

延床面積 158.16 m^2

車庫部分 118.16 m^2

備蓄庫部分 40.00 m^2

(1) 概要

本市の消防団は第1分団から第5分団までである。これに対し、基本構想に基づき、昭和54年度から、これら各分団の車庫が災害時用備蓄倉庫と併設した形で順次建替工事が実施されてきた。本件はこの一連の工事の最後の物件にあたる。

(2) 計画について

大型の消防自動車の操作をするのに、当敷地は多少手狭である。建物の目的、計画、規模などにより、敷地面積を考慮する必要があるように思われた。今後は十分留意されたい。

(3) 設計について

本工事における一般仕様書は、関係法規の手続等を総て確実に遂行すべきことが明示され、将来の維持管理、経済性また耐震、耐火性についても考慮されており、全体的には目的機能優先のきわめて堅実な設計となっている。

(4) 施工監理について

現場に必要な書類の記録整備また各種試験の結果報告書など適正に実施されており、特に問題点はなかった。

(5) 施工状況について

外部吹付工事が完了したところで、工事進捗率は約80%である。コンクリートの肌、塗装工事は、寒中に施工されたにもかかわらず細心の注意を払って施工されたものと観察され、良好な仕上がりとなっている。

昭和 58 年度

第 3 回

定期監査報告書

福祉部保険年金課

福生市監査委員

写

福監発第 460 号
昭和 59 年 5 月 1 日

福生市長 田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福祉部 保険年金課

2. 監査の範囲

福生市監査委員 山 下 久 吉

昭和 58 年 4 月 1 日から同 1 月 31 日まで 同 森 田 治 男

された財務に関する事務

3. 実施期間

昭和 58 年度第 3 回定期監査の結果につ
いて（報告）

4. 監査の方針

地方自治法第 199 条第 3 項の規定により定期監査を行なった
ので、同条第 8 項の規定に基づき、その結果を報告します。

か、どうかについて主として次の事項について監査を実施し

(1) 予算の執行状況について

(2) 国民健康保険事務について

(3) 国民年金事務について

1. 監査の結果

財務に関する事務処理は、おおむね良好に執行されているも

第 0 0 1 第 1 課 課 長

日 1 月 8 日 申 申 申 申

第 3 回

第 3 回 第 3 回 第 3 回

第 3 回 第 3 回 第 3 回

第 3 回 第 3 回 第 3 回

吉 八 下 山 員 委 査 課 市 土 部

長 市 田 森 同

第 3 回 第 3 回 第 3 回

(吉 野) 丁 丁

第 3 回 第 3 回 第 3 回

第 3 回 第 3 回 第 3 回

昭和 5 8 年度

第 3 回

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

福祉部 保険年金課

2. 監査の範囲

昭和 5 8 年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの間に執行

された財務に関する事務

3. 実施期間

昭和 5 8 年 1 2 月 1 0 日から昭和 5 9 年 1 月 2 3 日まで

4. 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた保険年金課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われたか、どうかについて主として次の事項について監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 国民健康保険事務について

(3) 国民年金事務について

II 監査の結果

財務に関する事務処理は、おおむね良好に執行されているも

のと認められるが、一部において是正、検討を要する事項もあるので次により記述する。

1. 保険年金課の事務分掌は次のとおりである。

(1) 保険係

- ① 国民健康保険特別会計予算に関する事。
- ② 国民健康保険税の調定、賦課及び徴収に関する事。
- ③ 保険給付に関する事。
- ④ 日雇労働者健康保険に関する事。
- ⑤ 保養施設の利用及び補助に関する事。
- ⑥ 国民健康保険運営協議会に関する事。
- ⑦ 課内庶務に関する事。

(2) 年金係

- ① 国民年金各種申請書及び届出の受理及び進達に関する事。
- ② 国民年金印紙の購入に関する事。
- ③ 請求者名簿の作成、整理及び保管に関する事。
- ④ 被保険者名簿及び受給者名簿の作成、整理及び保管に関する事。
- ⑤ 保険料検認記録に関する事。

2. 職員の配置状況は次のとおりである。

職名 区分	課長	係長	主事	主事補	合計
保険年金課	1	2	10	2	15
保険係	—	1	7	—	8
年金係	—	1	3	2	6

3. 予算の執行状況について

予算は、その目的に従いおおむね適正に執行されているものと認められ、その執行状況は、別表1～6のとおりである。

(1) 前渡金の経理状況について

前渡金の管理保管は、現金出納簿による記帳、現金は金融機関に預金され適正に処理されているものと認められたが、過誤納保険税還付金の清算事務を毎月末日にその手続きを済ませるよう留意されたい。

4. 国民健康保険事務について

(1) 住所の確認について

国保税納入通知書を発送し、不在不明で返戻されるのが仮算定で155通、本算定で136通と全体の1.0%弱となつている。これらは、無届で転出転居が原因であると思われるが、資格取得のとき住所の確認などについて検討を要すると思われた。

(2) 収納状況について

監査の範囲内における保険税の収納率は、別表7のとおりで都下26市のうち上位から2位ということであるが、前年度の同時期と比べると0.7%の落ち込みである。

しかし、滞納税についてみると5.0%の向上を示しており担当者の努力のあとがみえ、その説明によると、年度初めに実施した保険証の更新事務、更には5月に10日間の整理期間を設けその後も追跡調査を実施したことなどが収納率の向上につながったものと思われる。

(3) 保険委員について

保険税の徴収は、口座振替、金融機関の窓口及び保険委員による3種類で、その状況は別表8のとおりである。

このうち保険委員は「設置規程」により市長が委嘱し主として保険税の取りまとめと納入を職務とし、おおむね60世帯に1名が担当すると規定されているが、説明では、369世帯を83名が担当している。又、当初意図したような地区内全てを徴収する方法は崩れ、特定世帯に限り徴収しそれに対し報償金を交付している。

保険委員は、国民健康保険制度発足時に設置され、制度の普及に努め保険料の集金にも多大の貢献があつたが、現在のそれは、「規程」の目的、内容ともかけ離れ、他の方法で納入している被保険者との均衡も失するので廃止すべきであると思われる。

(4) 保険事務の省力化について

保険税の課税、収納状況などは電算機の導入により効率化を図っているところであるが、被保険者の所得を把握する時期の関係で課税事務が「仮」と「本」算定2回に分けている。都下市町村の大半において2回方式を採用しているが、市によつては年1回の本算定で済ませ省力化を図っているということである。これには所得調査の一括処理、保険税と市税の統合或は、納期が変わるための国保会計の資金繰りなど解決しなければならない問題もあるが、時の流れに遅れないよう検討されたい。

5. 国民年金事務について

(1) 超過負担について

国民年金事務は、国の機関委任事務であり乍ら市の超過負担が多く、決算審査などのさいにも軽減化の方向について指摘されてきた。

ちなみに、昭和58年度予算でみると国民年金印紙代を除く歳出予算は37,904千円であるが、このうち超過負担は44.8%の16,980千円である。これは、国からの委託金が充分でないところに原因しているが、更に被保険者1人当りの人件費（職員の配置数にも係る）が、他市に比較して多いことも原因のひとつであると認められる。監査は超過負担について実施したのであるが、組織、人事

に及ぶので意見として次のとおり申述する。

前述のように人件費（とくに職員1人当りの被保険者数が少ない）が大きく影響しているものと認められるので事務の内容を検討し、職員数の合理化を図られたい。

(2) 印紙の売りさばき基金について

国民年金印紙の売払い収入及び購入資金は一般会計に計上されているが、印紙売買の業務は国と被保険者である市民との関係で、市は国からその業務の委託をうけて売りさばいているにすぎない。

このことから、市の予算に計上するのは適当でないと思われるので、定額の資金で運用して行う基金で経理するよう検討されたい。

別表1

歳入

予 算 執

款 項 目	予 算 現 額			調
	予 算 額 (千円)	繰越事業繰越 財源 充当 額 (千円)	計 (千円)	
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434
2. 国庫支出金	636,616	0	636,616	387
1. 国庫負担金	617,542	0	617,542	383
1. 事務費負担金	26,439	0	26,439	22
2. 療養給付費等負担金	591,103	0	591,103	361
2. 国庫補助金	19,074	0	19,074	3
1. 助産費補助金	6,699	0	6,699	2
2. 調整交付金	5,841	0	5,841	1
3. 臨時財政調整交付金	6,534	0	6,534	
3. 都支出金	74,960	0	74,960	
1. 都補助金	74,960	0	74,960	
1. 給付費補助金	804	0	804	
2. 老人医療助成に伴う 保険者負担増補助金	21,883	0	21,883	
3. 高額療養費補助金	52,273	0	52,273	
4. 財 産 収 入	1	0	1	
1. 財産売払収入	1	0	1	
1. 物品売払収入	1	0	1	
5. 繰 入 金	92,000	0	92,000	
1. 他会計繰入金	92,000	0	92,000	
1. 一般会計繰入金	92,000	0	92,000	
6. 繰 越 金	62,745	0	62,745	6
1. 繰 越 金	62,745	0	62,745	6
1. 繰 越 金	62,745	0	62,745	6

別表 1

歳 入

予 算 執 行 状 況 (国 保 会 計)

(昭 和 5 8 年 1 1 月 3 0 日 現 在)

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率		説 明
	予 算 額 (千円)	繰越事業繰越 財源充当額 (千円)	計 (千円)			予算対比 (%)	調定対比 (%)	
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434,223,660	228,521,500	60.0	52.6	
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434,223,660	228,521,500	60.0	52.6	
1. 国民健康保険税	380,688	0	380,688	434,223,660	228,521,500	60.0	52.6	
2. 国庫支出金	636,616	0	636,616	387,701,787	343,831,610	54.0	88.7	
1. 国庫負担金	617,542	0	617,542	383,778,787	339,908,610	55.0	88.6	
1. 事務費負担金	264,39	0	264,39	22,104,584	22,104,584	83.6	100.0	
2. 療養給付費等負担金	591,103	0	591,103	361,674,203	317,804,026	53.8	87.9	
2. 国庫補助金	19,074	0	19,074	3,923,000	3,923,000	20.6	100.0	
1. 助産費補助金	6,699	0	6,699	2,383,000	2,383,000	35.6	100.0	
2. 調整交付金	5,841	0	5,841	1,540,000	1,540,000	26.4	100.0	
3. 臨時財政調整交付金	6,534	0	6,534	0	0	0	0	
3. 都支出金	74,960	0	74,960	0	0	0	0	
1. 都補助金	74,960	0	74,960	0	0	0	0	
1. 給付費補助金	804	0	804	0	0	0	0	
2. 老人医療助成に伴う 保険者負担増補助金	21,883	0	21,883	0	0	0	0	
3. 高額療養費補助金	52,273	0	52,273	0	0	0	0	
4. 財産収入	1	0	1	0	0	0	0	
1. 財産売却収入	1	0	1	0	0	0	0	
1. 物品売却収入	1	0	1	0	0	0	0	
5. 繰入金	92,000	0	92,000	0	0	0	0	
1. 他会計繰入金	92,000	0	92,000	0	0	0	0	
1. 一般会計繰入金	92,000	0	92,000	0	0	0	0	
6. 繰越金	62,745	0	62,745	62,745,207	62,745,207	100.0	100.0	
1. 繰越金	62,745	0	62,745	62,745,207	62,745,207	100.0	100.0	
1. 繰越金	62,745	0	62,745	62,745,207	62,745,207	100.0	100.0	

別表 2

歳 入

予 算 執 行 状 況 (国保会計) (昭和58年11月30日現在)

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率		説 明
	予 算 額 (千円)	繰越事業繰越 財源 充当 額	計 (千円)			予算対比 (%)	調定対比 (%)	
7. 諸 収 入	3,609	0 (千円)	3,609	3,515,449	3,217,970	89.2	91.5	
1. 延滞金加算金及び過料	1,538	0	1,538	873,360	873,360	56.8	100.0	
1. 延 滞 金	1,538	0	1,538	873,360	873,360	56.8	100.0	
2. 預 金 利 子	1,020	0	1,020	14,645	14,645	1.4	100.0	
1. 預 金 利 子	1,020	0	1,020	14,645	14,645	1.4	100.0	
3. 雑 入	1,051	0	1,051	2,627,444	2,329,965	221.7	88.7	
1. 第三者納付金	950	0	950	2,398,698	2,101,219	221.2	87.6	
2. 返 納 金	100	0	100	228,746	228,746	228.7	100.0	
3. 雑 入	1	0	1	0	0	0	0	
歳 入 合 計	1,250,619	0	1,250,619	8,881,861,03	6,383,162,87	51.0	71.9	